

セサミピラティススタジオ 会則

第1条 (名称および運営)

本ピラティススタジオはセサミピラティススタジオ (以下、本スタジオという) と称し、株式会社セサミ (以下、会社という) が経営・管理します。

第2条 (所在地)

本スタジオは東京都三鷹市下連雀8丁目4番29号、セサミスポーツクラブ三鷹を所在地とします。

第3条 (目的)

本スタジオは、前条に所在する施設 (以下、施設という) の利用を通じて、セサミピラティススタジオ会員 (以下、会員という) の心身の健康維持・増進を図るとともに、会員相互の交流と親睦の機会を提供することを目的とします。

第4条 (会員資格の取得)

- 会員になろうとする方は、所定の申込書により会社に申し込み、会社の承認を得るものとします。なお、会員は次の各号に該当する方とします。
 - ① 日本在住の方
 - ② 心身ともに健康な方
 - ③ 満18歳以上の方
 - ④ 会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方
 - ⑤ 日本語を読み・書き・聞き・話すことに支障がないと会社が判断した方
 - ⑥ 暴力団関係者・刺青をするなど会員として会社が不適当と認める事由がないこと
- 入会を承認された方は、第5条に定める登録料の払い込みを完了したとき、会社との間に本会則に基づく施設利用契約が成立し、会員資格を取得した会員として施設を利用することができます。

第5条 (登録料)

- 1 会員は、入会時に会社の定める登録料を払い込むものとします。
- 2 登録料は、いかなる場合もこれを返還しないものとします。

第6条 (利用料金)

- 1 会員は、会社が定める利用料金冊を自らが申し込むプランに応じて前納するものとします。
- 2 利用料金の支払い方法は、会社が指定した方法により行うものとします。
- 3 プランによって有効期限が発生します。
- 4 いったん払い込まれた利用料金は、理由の如何を問わず返還しないものとします。
- 5 会社は、利用料金を滞納した会員に対して、施設の利用を制限することがあります。

第7条 (レッスンの受講)

- 1 本スタジオのレッスンを受講する時は、予め会社が指定した方法によりレッスンの予約申込を完了しなければなりません。
- 2 レッソンのキャンセル、その他手続きについては、会社が指定した方法により行うものとします。

第8条 (会員の施設利用範囲)

会員は、施設の営業時間中、本会則および別に定める諸規則に従い、施設を使用することができます。ただし、会社が有料スクール・地域利用・特別行事などで使用する場合、施設の一部につき会員の利用を制限することがあります。

第9条 (会社の免責)

会社は、会員の施設 (駐車場を含む) の利用に際して、会社の責に帰さない事由により生じた人的・物的事故 (盗難事故などを含む) については、一切の損害賠償の責を負いません。また、会員は本スタジオに対して損害賠償の請求は行わないものとします。

第10条 (会員の損害賠償責任)

会員は、施設の利用中、自己の責に帰すべき事由により、施設または第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとします。

第11条 (休会)

休会制度は設けないこととします。

第12条 (退会)

- 1 会員が本スタジオを退会するときは、所定の退会届を提出のうえ会社の承認を得るものとします。
- 2 会員のスタジオ利用が1年間無い場合、自動的に退会扱いとすることとします。
- 3 会員は退会届提出までに、登録料・利用料金等の未納金を完納するものとします。
- 4 入会審査後、会員になられた方についても、後日審査基準を満たさないことが発覚した場合は、即時退会していただくこととします。また、これにより第5条第2号、第6条第4号を免れるものではありません。

第13条 (会員資格の喪失)

会員は、次の場合に会員の資格を失います。

- ① 会員本人の都合により、所定の退会届を会社に提出し、会社が承認したとき
- ② 法人会員にあっては解散したとき、その他の会員にあっては会員本人が死亡したとき
- ③ 第14条により会社が契約解除したとき
- ④ 認知症、アルコール中毒等その他いかなる理由に拠らず会員が自己の管理を出来なくなったと会社が判断したとき
- ⑤ 館内の所定の場所以外で喫煙をしたことが発見されたとき

第14条 (会員の権利の一時停止および会社の契約解除)

- 1 会社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該会員の権利の一時停止、または施設利用契約を解除することができます。
 - ① 会社または本スタジオに対して、名誉・信用等を著しく傷つけ、または施設内の秩序を乱したり、他の会員の迷惑となる行為をした場合
 - ② 会則または施設内の諸規則に違反した場合
 - ③ 施設内の設備等を故意に損壊した場合
 - ④ 利用料金の支払を3ヶ月以上滞納した場合
 - ⑤ スタジオ運営をするのに安全上問題があると会社が判断した場合
 - ⑥ その他会員としてふさわしくない言動があったと、本スタジオにおいて認められた場合
- 2 会社が会員に本契約の解除を通知したときをもって、本契約は終了します。

第15条 (未払金の請求)

会社は、本会則による施設利用契約が終了した後においても、会員の未払金について請求することができるものとします。

第16条 (施設の閉鎖)

会社は、所定の定休日のほか、次の場合施設の全部または一部を閉鎖することができるものとします。

- ① 気象・災害等により、開場が不可能と認められる場合
- ② 施設の改造または補修・点検のためやむを得ないと認められる場合
- ③ 経営上重大な理由がある場合
- ④ 法令の制定、改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生した場合

第17条 (施設閉鎖に伴う会員資格)

- 1 前条第③号により施設の全部を閉鎖する場合、6ヶ月前の予告をすることにより会社は本スタジオを解散できるものとし、解散と同時に全ての会員は自動的に退会するものとします。
- 2 閉鎖の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができるものとします。
- 3 本スタジオを解散する際、本スタジオは会員に対し、特別の補償は行わないものとします。

第18条 (登録料・利用料金等の変更)

会社は、本会則に基づいて会員が負担すべき登録料・利用料金を、社会経済情勢の変動に応じて変更することができるものとします。

第19条 (諸規則の遵守)

会員は、施設利用について、本会則および会社が定める諸規則等に従うものとします。

第20条 (変更事項の届出)

- 1 会員は、住所・連絡先等、入会申込書の記載事項変更があった場合には、遅滞なく会社に届け出るものとします。
- 2 変更届けのない場合、会員への通知は届け出のあった住所、またはメールアドレス宛に行うことにより、当該通知が実行されたものとみなします。

第21条 (会員への通知)

会員への通知は、重要事項については届出のあった住所、またはメールアドレス宛に行うものとします。その他、本会則および本スタジオの諸規則に関する通知または予告は、原則的に本スタジオの所定の場所に掲示する方法により行うものとします。

第22条 (施設利用中の途中外出)

施設利用中の途中外出は原則的に出来ないものとします。外出の必要のある場合は、一度退館手続きを済ませることとします。

第23条 (その他)

- 1 会社は、本会則および別に定める細則等の諸規則、その他本スタジオの運営、管理に関する事項を、必要に応じて改定変更できるものとします。また、その効力は全ての会員に及ぶものとします。
- 2 本会則に定めのない事項ならびに施設の管理運営上必要な事項については、必要に応じて会社が漸次に規則を定め、かつこれらを変更することができるものとします。
- 3 会社は、特に必要と認めた場合、会員以外の者に本スタジオの施設を利用させることができることとします。

以上